

対象事業者ですか？

- 栗東市商工会に所属する会員事業所で、中小企業基本法に定められた中小企業または個人事業主

対象内容はいずれかに該当しますか？

(1) 展示会出展費

国内外で開催の展示会、見本市、商談会等に、出展、参加又は主催する際の出展小間料、小間内装飾経費、出展物搬出入経費、その他出展に対する直接経費 ※人件費や旅費は対象外

(2) 広告宣伝費

販促パンフレット・チラシの印刷費、折込・ポスティング費、販促用品の制作委託費、情報誌掲載費、その他商工会長が認める販路開拓に係る広告宣伝費

※年賀状、暑中見舞い状、カレンダー、名刺、税込 10 万円以上の看板、ノベルティグッズ、求人広告は対象外

添付書類は揃っていますか？

- (1) 販路開拓（展示会出展・広告宣伝）費用明細が記載された請求書等
(2) 支出を証明できる書類（領収書、振込証書、通帳のコピー等）
(3) 実績が確認できるもの

申請書に漏れなく記載されていますか？

- 事業所在地、事業所名、代表者氏名等や助成金の振込先を正しく記載してされていますか

助成の取り消しについて承知されていますか？

- ①提出書類に虚偽の記載があったとき
②助成金交付の条件に違反したとき
③助成事業の実施について不正行為があったとき
④法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

応募に係る注意事項のご確認をお願いします。

- ①応募された書類等は返却しません
②応募にかかる一切の費用については応募者自身の負担となります
③予算額の枠内で実施する事業のため当該事業の応募申込書等を提出されても必ず採択されるものではありません
④採択となる場合でも、助成金額を減額する場合があります
⑤ **同一の事業内容で、国・行政等からの補助金・助成金等を受けている場合は助成の対象外です**

上記、すべて確認、承諾しました。

令和 年 月 日

申請者氏名

印